

# 令和8年度 芦屋町 小児定期予防接種


## 1. 予防接種の対象疾患・対象月年齢など

対象疾患	対象月年齢		標準的な接種月年齢	接種回数と間隔 ※接種間隔の起算日は、接種した日の翌日
ロタウイルス 感染症	〈ロタリックス(1価)〉 出生6週0日後～24週0日後		初回接種は生後2か月～ 14週6日後	〈ロタリックスの場合:2回〉 ① → ② 27日以上
	〈ロタテック(5価)〉 出生6週0日後～32週0日後			〈ロタテックの場合:3回〉 ① → ② → ③ 27日以上 27日以上
B型肝炎	1歳未満(11か月の間まで)		生後2～9か月未満	初回:2回、追加:1回 ① → ② → ③(追加) 27日以上 1回目から139日以上
Hib感染症	生後2～60か月未満 (4歳の間まで)		(標準初回接種開始時期) 生後2～7か月未満	初回:3回、追加:1回 ① → ② → ③ → ④(追加) 27日以上 27日以上 7か月以上  ※初回は、標準的には27日～56日の間隔で3回行います。 ※初回の2回目・3回目の接種は生後12か月に至るまでに行います。これを超えた場合は行いません(追加は初回接種に係る最後の注射終了後27日以上の間隔をおいて可)。 ※追加は、標準的には、初回接種終了後7～13か月の間隔で行います。
小児の 肺炎球菌感染症	※初回接種開始時の月年齢によって、接種回数や間隔が異なります。			初回:3回、追加:1回 ① → ② → ③ → ④(追加) 27日以上 27日以上 60日以上  ※初回の2回目の接種は生後12か月に至るまでに行います。これを超えた場合は3回目 は行いません(追加接種は可)。 ※初回の2回目・3回目の接種(標準的な接種期間は3回を生後12か月まで)は生後24 か月に至るまでに行います。これを超えた場合は行いません(追加接種は可)。 ※追加は、生後12か月に至った日以降に行います。標準的な接種期間は生後12～15か 月未満。
ジフテリア・百日せ き・破傷風・ポリオ・ Hib感染症 (五種混合)	1期初回	生後2～90か月未 満(7歳5か月の間 まで)	生後2～7か月未満	3回 ① → ② → ③ 20日以上(標準的には20～56日) 20日以上(標準的には20～56日)
	1期追加		1期初回接種終了後6～ 18か月	1回
結核 (BCG)	1歳未満(11か月の間まで)		生後5～8か月未満	1回
麻しん・風しん (MR)	1期 生後12～24か月未満 (1歳の間まで)		1歳になったらなるべく早 く	各1回 ※過去に麻しん、風しんのいずれかにかかったことがある人も、この混合ワクチンを接種 できます。
	2期 小学校就学前の1年間		年長児	
※令和4年4月2日～令和5年4月1日に生まれた人(1期特例)及び、平成30年4月2日～平成31年4月1日に生まれた人(2期特例)は、令和9年3 月31日まで接種ができます。				
水痘	生後12～36か月未満 (1・2歳児)		1回目の接種は生後12～ 15か月未満	2回 ① → ② 3か月以上(標準的には6～12か月)
日本脳炎	1期初回	生後6～90か月未 満 (7歳5か月の間ま で)	3歳	2回 ① → ② 6日以上(標準的には6～28日)
	1期追加		4歳	1回 1期初回接種終了後6か月以上(標準的にはおおむね1年)
	2期	9～13歳未満 (12歳の間まで)	9歳	1回
※平成7年4月2日～平成19年4月1日に生まれた人で、接種が十分でない場合、20歳未満(19歳の間)まで接種ができます。接種が完了していな い人は、医師と相談のうえ、不足分を接種するようにしましょう。				
ジフテリア・破傷風 (二種混合)	2期 (※三種混合・四種混合の続 き) 11～13歳未満 (12歳の間まで)		11歳	1回

※裏面もあります。

対象疾患	対象月年齢等	標準的な接種月年齢	接種回数と間隔 ※接種間隔の起算日は、接種した日の翌日
ヒトパピローマウイルス感染症 (子宮頸がん 予防ワクチン)	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子	1回目の接種を15歳になるまでに受ける場合	2回 ① → ② 5か月以上(標準的には6か月)たってから ※1年以内に接種を終えることが望ましいとされています。 ※2回目の接種を、1回目から5か月未満の間隔で接種した場合、3か月以上の間隔をおいて3回目の接種が必要。
		1回目の接種を15歳になってから受ける場合	3回 ① → ② → ③ 2か月 1回目から6か月後に ※1年以内に接種を終えることが望ましいとされています。 ※2回目と3回目の接種がそれぞれ1回目の2か月後と6か月後に接種できない場合、2回目は1回目から1か月以上、3回目は2回目から3か月以上あける。
		※令和7年度までに2価または4価ワクチンを接種し、3回の接種が完了していない対象者については、令和8年度以降9価ワクチン(シルガード)を定期接種として接種することができます。接種のスケジュールについては、15歳以上の接種スケジュールと同様です。ただし当該方法をとることが出来ない場合は、1回目の接種から1か月以上の間隔をおいてシルガードを接種し、2回目の接種から3か月以上の間隔をおいてシルガードを接種する必要があります。	
RSウイルス感染症 (母子免疫)	妊婦	妊娠28週～36週6日	1回

## 2. 接種できる医療機関 ※事前に予約が必要です。予診票は、医療機関またはこども家庭センターに置いています。

町内	町外
柿木医院 ☎093-223-0027 <<接種可能予防接種>> B型肝炎 Hib感染症 小児の肺炎球菌感染症 五種混合 結核(BCG) 麻しん・風しん(MR) 水痘 日本脳炎 二種混合	福岡県定期予防接種広域化実施医療機関 <<接種可能予防接種>> 医療機関によって接種可能予防接種が異なります。2次元コードから確認してください。  福岡県定期予防接種広域化実施医療機関

※上記以外の医療機関で接種する場合、こども家庭センターで交付する予防接種依頼書が必要になります。接種前に、こども家庭センターにご連絡ください。接種後には交付はできません。その場合、任意予防接種(全額自己負担)となりますので、ご注意ください。

## 3. 接種費用

無料(公費負担)

## 4. 接種を受けるときの注意点

- ・母子健康手帳を必ず持っていきましょう。
- ・子どもの健康状態をよく知る保護者が連れていきましょう。
- ・子どもの予防接種を保護者以外の方が同伴する場合は委任状が必要です。  
委任状は、こども家庭センターホームページでダウンロードすることが可能です。また、医療機関にも置いています。



こども家庭センターホームページ

芦屋町 健康・こども課 こども家庭センター  
☎093-223-3577